

「介護サービス情報の公表」について

1 目的

介護保険法の改正に伴い平成18年度から、介護サービス事業者のサービス内容や運営状況を調査し、客観情報をインターネット等により公表する、「介護サービス情報の公表」制度が始まった。この制度は、介護サービスの利用者等が介護サービス事業者の情報を入手し易い環境を整備し、その情報を比較することにより、主体的に介護サービス事業者を選択できるようにすることを目的としている。

2 介護サービス情報の公表制度の概要

(1) 大阪府における事業の実施体制

「介護サービス情報の公表」の実施に当たり、大阪府では、「指定調査機関」及び「指定情報公表センター」を指定し、「指定調査機関」が調査に関する業務を、「指定情報公表センター」が情報の公表に関する業務をそれぞれ行うこととしている。

[参 考]

1 大阪府指定情報公表センター

財団法人 大阪府地域福祉推進財団 大阪府介護サービス情報公表センター
大阪市中央区谷町五丁目4番13号
電話番号 06-6766-1311

2 大阪府指定調査機関

- (1) 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価センター
大阪市中央区中寺一丁目1番54号
電話番号 06-6762-9476
- (2) 社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 介護サービス調査室
大阪市天王寺区東高津町12番10号
電話番号 06-6766-5334
- (3) 特定非営利活動法人 市民生活総合サポートセンター
大阪市北区天神橋二丁目4番17号千代田第1ビル
電話番号 06-6358-5700
- (4) 特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク福祉調査センター
大阪市中央区常盤町二丁目1番8号
電話番号 06-6941-5220
- (5) 財団法人 大阪府地域福祉推進財団 ファイン介護サービス情報センター
大阪市中央区谷町五丁目4番13号
電話番号 06-6766-0680
- (6) 特定非営利活動法人 評価機関あんしん 介護サービス情報の公表事務局
岸和田市三田町1797番地
電話番号 072-444-8080
- (7) 株式会社H. R. コーポレーション
兵庫県西宮市甲陽園本庄町6番8号—102
電話番号 0798-70-0651

(8) 株式会社ケア・ウィル

愛知県名古屋市中村区則武1-13-9チサンマンション第三名古屋1109

電話番号 052-451-0012

(9) 特定非営利活動法人エイジコンサーン・ジャパン

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟9F

電話番号 06-6615-1250

(10) 特定非営利活動法人カロア カロア大阪事務局

大阪市天王寺区堀越町1-1四天王寺堀越ビル

電話番号 06-6773-2412

※(6)から(10)までの調査機関は、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護のサービスに限定して情報公表調査機関の指定を行なっている。

(2) 公表する情報(介護サービス情報)の内容

公表する介護サービス情報は、「基本情報」と「調査情報」である。

「基本情報」は、公表する介護サービス情報のうち、事業所の所在地、電話番号、利用者数、職員配置等の基本的な情報で、原則として事業者の報告をそのまま公表する。

「調査情報」は、調査員が訪問調査により事実確認をした上で公表する。例えば、「事業所の全職員を対象としたプライバシー保護に関する研修を行っている」「サービスの利用開始時に重要事項に関して説明し、同意を得ている」等の項目について、介護サービス事業者が根拠となる資料(研修の資料、署名押印のある重要事項説明書等)を調査員に提示し、調査員が根拠資料に基づき事実確認を行った結果を公表する。

(3) 事業の流れ

① 年間計画の作成・通知及び手数料の納付

大阪府が作成した年間計画に基づき、指定情報公表センターは、指定調査機関及び介護サービス事業者あてに調査実施に関する通知を行う。

介護サービス事業者あての通知には、手数料の納付に関する事項も記載している。

平成21年度以降の年間計画にかかる手数料は、大阪府の条例により、1サービス事業所ごとに

調査手数料25,000円、公表手数料8,000円、合計33,000円である。

ただし、(4)に掲げる同類型サービスを一体的に運営している事業所について、同時に報告・調査を行う場合は、1サービス分の手数料とする。

調査手数料及び公表手数料は、一括して納付すること。

なお、平成18年度～19年度の年間計画に定める情報の公表が完了していない事業所の当該年度の計画に基づく報告・調査に係る手数料は、調査手数料46,600円、公表手数料15,000円。平成20年度の年間計画に定める情報の公表が完了していない事業所の当該年度の計画に基づく報告・調査に係る手数料は、調査手数料35,000円、公表手数料8,000円である。

② 訪問調査の日程調整

指定調査機関は、指定情報公表センターから通知された計画に基づき、介護サービス事業者と訪問調査の日程調整を行う。

③ 情報の報告（平成20年度からWEB方式に変更した。）

介護サービス事業者は、原則として、大阪府指定情報公表センターから通知する事業所ごとのパスワードを利用してインターネットからシステムにログインし、表示された調査票画面（公表される画面と同様の画面）に直接記入し、登録を行うことにより、指定情報公表センターに報告する。

④ 指定調査機関あて調査票の送付

指定情報公表センターは、介護サービス事業者から送付された調査票を当該事業者の調査を担当する指定調査機関あてに送付する。

⑤ 訪問調査の実施

指定調査機関は、事業所を訪問し、介護サービス事業者から報告された調査情報（調査票）の内容に基づき、事実確認の調査を行う。

⑥ 調査結果の報告

指定調査機関は、調査結果を指定情報公表センターに報告する。

⑦ 情報の公表

指定情報公表センターは、調査結果に基づき介護サービス情報をインターネット等により公表する。

指定情報公表センターHP：<http://www.osaka-kaigohoken-kohyou.jp>

(4) 対象となるサービス

対象サービスの種類は、厚生労働省令により規定されるが、平成22年度に対象となるサービス及び同類型サービスの組合せは次のとおりである。

- ①訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③訪問看護、介護予防訪問看護、療養通所介護
- ④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護
- ⑥通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、療養通所介護
- ⑦特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑧特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑨特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）
- ⑩福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

- ⑪小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑫認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑬居宅介護支援
- ⑭介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮介護老人保健施設、短期入所療養介護(介護老人保健施設)、介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)
- ⑯介護療養型医療施設、短期入所療養介護(介護療養型医療施設)、介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)

3 指定情報公表センターについて

(1) 業務内容

- ① 公表計画の策定
指定調査機関から提出された調査結果の公表に関する計画を策定する。
- ② データ入力及び情報の公表(インターネット登載等)
介護サービス情報をインターネット等で公表するための作業を行う。
- ③ 手数料収納事務
公表手数料の収納事務を行う。また調査手数料の収納事務を代行する。
- ④ 公表システムの維持管理
介護サービス情報の公表用サーバー等のシステムの維持管理を行う。
- ⑤ 調査票(データ)の保管
調査票(データ)については、2年間保管する。
- ⑥ 介護サービス情報の公表制度の普及・啓発
インターネットやパンフレットの配布等により、本制度の普及・啓発を図る。
- ⑦ その他
その他公表に関する必要な業務を行う。

(2) 秘密保持義務

指定情報公表センターの役員、職員は、情報公表事務に関して知り得た秘密を漏らすことを禁じられている。秘密保持義務に違反する場合の刑法その他罰則の適用については、公務員と同様にみなされる。

(3) 大阪府の指導監督

情報公表事務の公正かつ的確な実施を確保するために、大阪府は指定情報公表センターに対し、必要な報告を求め、関係者に質問すること及び指定情報公表センターの事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿類その他の物件を検査することができる。

4 指定調査機関について

法人であること、調査を行おうとする介護サービスを自ら提供していないこと、調査事務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと等の指定基準を満たしている者が指定調査機関として指定される。

(1) 業務内容

- ① 調査員の確保
指定調査機関は、大阪府又は大阪府が指定する者が行う「調査員養成研修」の課

程を修了している者を、調査員として確保する。

② 訪問調査の日程調整

大阪府が作成する調査の年間計画に基づき、調査対象事業者と訪問調査の日程調整を行う。

③ 訪問調査の実施

従来、訪問調査は調査員2名で行う必要があったが、平成21年度の年間計画に定める調査から、原則として調査員1名以上で行うこととなった。

④ 調査結果の報告

調査員の訪問調査終了後、速やかに、指定情報公表センターに調査結果を報告する。

⑤ その他

その他調査に関する必要な業務を行う。

(2) 秘密保持義務

指定調査機関の役員、職員、調査員は、調査に関して知り得た秘密を漏らすことを禁じられている。秘密保持義務に違反する場合の刑法その他罰則の適用については、公務員と同様にみなされる。

(3) 大阪府の指導監督

調査事務の公正かつ的確な実施を確保するために、大阪府は指定調査機関に対し、必要な報告を求めること、関係者に質問すること及び指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿類その他の物件を検査することができる。

5 介護サービス事業者について

(1) 報告対象事業者

関係政省令の規定により、前年の介護報酬支払額が100万円(利用者の1割負担分を含む。)以下の事業所は対象外となる。平成22年度の対象事業所については、平成21年4月から平成22年3月までの1年間の介護報酬支払額が100万円(利用者の1割負担分を含む。)以下の場合には調査対象外となる。

ただし、介護報酬支払額が100万円(利用者の1割負担分を含む。)以下の事業者であっても、情報の公表を希望する場合はこの限りでは無い。

(2) 公表情報の責任主体

「介護サービス情報の公表」は介護サービス事業者の責任において、情報を公表する仕組みであり、したがって、公表された情報の内容がサービス提供の現場で実現しているか否かの責任は、介護サービス事業所にある。

このことから、介護サービス事業者は公表された情報について、公表情報と実績との乖離があった場合に、利用者等から適切な説明が常に求められることとなるので、事実に基づく情報を真摯に公表するという基本的な姿勢が強く求められる。

(3) 報告の義務等について

介護サービス事業者は、介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事(指定情報公表センター)に介護サービス情報を報告しなければならない。(介護保険法第百十五条の三十五第一項)

都道府県知事は、介護サービス事業者が介護サービス情報を報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は都道府県知事(指定調査機関)が行う調査を受けず、若しくは調査

の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該事業者に対し、その報告を行い、調査を受けることを命ずることができる。

また、介護サービス事業者がその命令に従わないとき、都道府県知事は、その指定（介護老人保健施設については許可）を取り消し、又は指定（介護老人保健施設については許可）の全部若しくは一部の効力を停止することができる。（介護保険法第百十五条の三十五第四項及び第六項）

6 新規指定事業所の報告について

大阪府が作成した年間計画に定める年度で、2(4)の対象となる介護サービスの提供を開始しようとする事業所は基本情報の報告が必要となる。（介護保険法第百十五条の三十五）

基本情報の公表にあたっては、大阪府福祉行政事務手数料条例の規定により、公表手数料8,000円が必要となる。

※ 前年度の介護報酬支払額(利用者負担額を含む)が100万円以下の事業者は公表の対象外であるが、新たに指定を受ける事業所は、この要件には該当しないので留意されたい。

7 平成22年度の年間計画について

年間計画に定める新規指定事業所の報告時期については、原則として指定月の翌月1日に指定情報公表センターから通知を発送し、その案内に従って報告することとなる。例えば平成23年3月指定の事業所については、平成23年4月1日から報告していただくこととなり、指定情報公表センターからその旨通知があるので、よろしくお願ひしたい。

なお、平成22年7月の厚生労働大臣の会見で、情報公表制度の抜本的見直しについて言及があり、現在国において平成24年度からの見直し施行に向けて検討中である。しかし、少なくとも平成22年度の年間計画に係る情報公表については現行制度の枠内で行われるので、ご理解・ご協力をお願いします。

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者の
指定の更新制度について

大阪府福祉部高齢介護室
居宅事業者課

■ 指定の更新制度について

平成18年4月の介護保険法の改正により、新たに指定の更新制度が設けられました。これに伴い、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者について、指定事業者として事業を実施するためには、一定期間（6年）毎に、指定の更新を受けていただくことが必要となります。

この指定の更新を受けなければ、指定の効力を失い、介護報酬が請求できなくなりますので、ご注意ください。

■ 対象となる事業所

指定居宅サービス事業所・指定居宅介護支援事業所・指定介護予防サービス事業所（介護保険法第71条、第72条及び介護保険法施行法第4条の規定により指定があったものとみなされた事業所を除きます。）

■ 指定の有効期間

指定の有効期間は、6年となります。

たとえば、

指定日		有効期間満了日
平成16年10月1日	}	平成22年 9月30日
平成17年 1月1日		平成22年12月31日
平成17年 4月1日		平成23年 3月31日

となります。

■ 更新手続について

更新手続が必要な事業所につきましては、直接、郵送等で「更新申請日時」を連絡する予定ですので、必ず更新の手続きをとられるようよろしくお願いいたします。

なお、更新申請書等提出書類は「介護保険事業者支援センター」のホームページにアップしていますので、ダウンロードしたうえで手続きをお願いします。

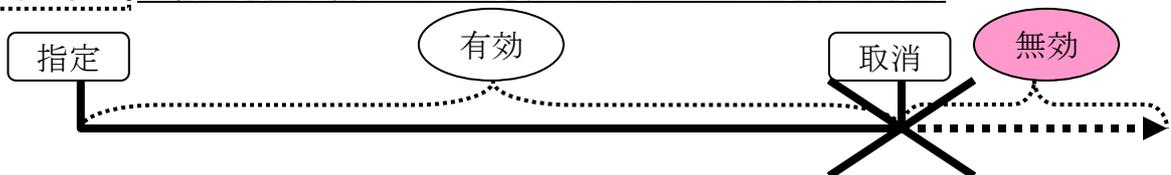
指定の更新制について

【指定更新制の内容】

- ・ 指定の効力の有効期間は、6年です。
- ・ 基準に従って適切な事業の運営がされない場合や、過去に同一のサービスで指定の取消処分を受けた場合には、指定の更新が受けられないことがあります。
- ・ 更新の欠格事由は、指定の欠格事由と同様です。

【指定更新制の目的】

導入前 一度、指定を受けたら、指定取消されるまで指定は有効

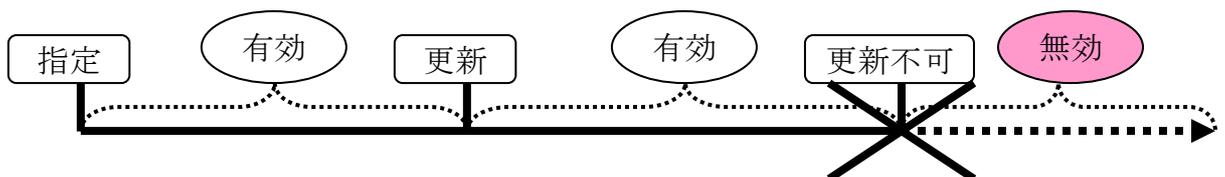


介護サービスの質を担保するために、介護サービス事業者が、指定基準等を遵守して適切なサービス提供を行うことができるかを、定期的にチェックする必要がある。

指定の更新制の導入

導入後

一定期間（6年）毎に、指定の更新を受けなければ、指定の効力を失います。



※事業者が指定の更新の申請をした場合において、指定の有効期間の満了日までに、当該申請に対する処分がされないときは、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでは、従前の指定が有効とされます。
※病院等における居宅サービスのみなし指定の事業所は除きます。

留意点

1. 事業者（申請者）のみならず法人役員等についても指定の更新の欠格事由に該当する場合は指定の更新が受けられなくなります。
2. 申請者（法人に限る）と同一法人グループに属し、密接な関係を有する法人が指定取消を受けた場合には、当該申請者は指定の更新が受けられない場合があります。

～ご自身の有効期間満了日を今一度ご確認ください！！～

◆5年毎の資格の更新制度が導入されています。

○平成18年4月の介護保険制度改正により、介護支援専門員の資格について、5年ごとの更新制が導入されました。このことにより、**介護支援専門員は、5年ごとに更新研修を修了し、『介護支援専門員証』の更新手続きを終えなければ介護支援専門員としての業務を行うことができません。**

※『介護支援専門員とは、(略)介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。』(介護保険法(以下「法」という)第7条第5項)

※介護支援専門員証(略)の有効期間は、5年とする。(法第69条の7)

○大阪府が発行した介護支援専門員登録証明書については、既に有効期間が満了(失効)しています。介護支援専門員証の有効期間が満了(失効)すると、介護支援専門員としての業務(認定調査を含む)に就くことができなくなります。今一度、介護支援専門員証の有効期間をご確認ください。

◆更新研修を修了(もしくは、更新研修を免除)していても、自動的に有効期間が更新されるわけではありません。必ず所定の更新手続きを行ってください。

(法第69条の8)(介護保険法施行規則113条の26)

○有効期間を更新するためには、有効期間満了日までに、更新研修を修了(現任研修で一定の研修を修了した方については研修の一部又は全部が免除される場合あり)したうえで更新の申請手続きを行う必要があります。(法第69条の8)

○介護支援専門員証の有効期間が自動的に更新されることはありません。必ず、所定の更新手続きをとってください。

◆手続を行わないまま有効期間満了日を徒過しますと介護支援専門員として業務に就けなくなります。

○更新手続をとらずに有効期間満了日を徒過しますと、満了日以降、介護支援専門員の業務に従事できなくなるばかりでなく、せっかく履修された研修課程の免除する効果が失われ、別途再研修を受講していただく必要がありますのでご注意ください。

手続の詳細は大阪府のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.jp/kaigoshien/care/index.html>

◆重要！ 管理者は所属の介護支援専門員の有効期間を再度チェックしてください。

○有効期間満了日以降に新たな介護支援専門員証の交付を受けずに介護支援専門員としての業務に就いていた場合は、登録そのものが消除される(法第69条の39第3項)こととなり、また受領した介護報酬の返還を求められる場合があります。

※更新手続が完了された方は、新しい有効期間満了日が記載された顔写真付きの介護支援専門員証の交付を受けます。

※市町村等職員(嘱託員等含む)以外で、認定調査のみ行っている方も、介護支援専門員の資格が必須条件となっていますので必ず更新してください。(法第28条6項)

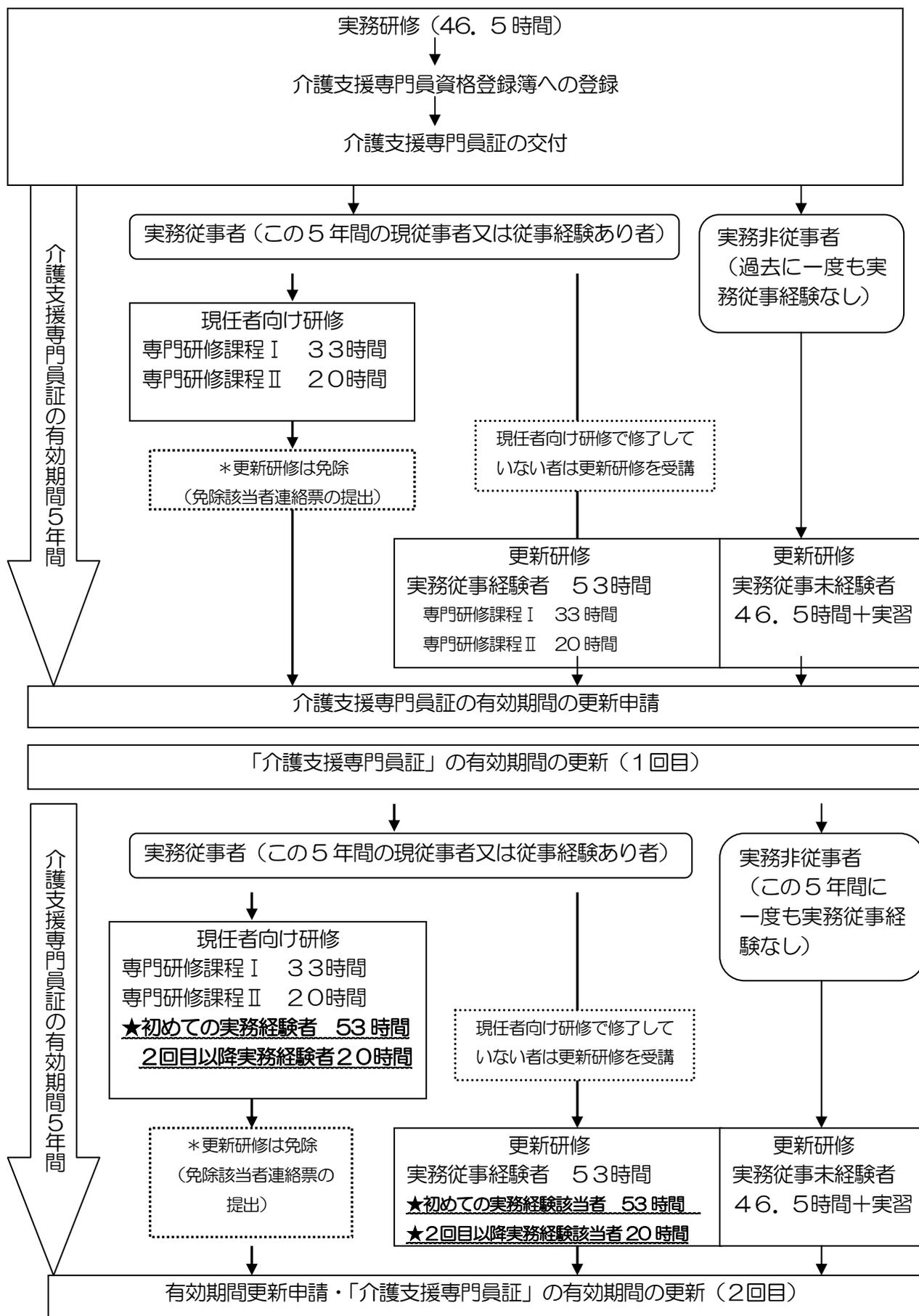
【介護支援専門員登録関係の受付窓口及び問合せ先】

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル3階

(社)大阪介護支援専門員協会 研修センター

TEL:06-6390-4010 (コールセンター)

(参考) 介護支援専門証の有効期間更新に係る研修体系



◎有効期間が過ぎると、介護支援専門員証としての効力は失われますが、介護支援専門員資格登録簿から抹消されるわけではありません。再研修（実務研修と同様の研修）を受講することにより、新たに介護支援専門員証を取得することが可能です。

介護保険事業関係のホームページアドレス一覧表

ホームページ名		主な掲載内容等	アドレス (半角英数で入力してください。)
大阪府ホームページ			http://www.pref.osaka.jp/
大項目	中項目	小項目	
居宅事業者課ホームページ	※大阪府ホームページから「健康・福祉」⇒「高齢者」をクリック⇒「介護保険指定事業者のページ」をクリック		
新着情報	各種新着情報		http://www.pref.osaka.jp/iigyoshido/kaigo/
指定関係書類	事業者支援センター様式集	新規・変更・更新関係様式……手続案内	http://www.fine-osaka.jp/kaigohoken/youshiki/youshiki.htm
	事業申請スケジュール	指定申請の申請期間等の案内	http://www.fine-osaka.jp/kaigohoken/shiteisukeivu-ru.htm
様式ライブラリー	重要事項説明書、各サービス自主点検表、サービス評価表、各種記録モ		http://www.pref.osaka.jp/iigyoshido/kaigo/kaigovoushiki.html
	各サービス自主点検表、サービス評価様式		
介護情報サービスの公表	大阪府介護サービス情報公表センターによる情報		http://www.osaka-kaigohoken-kohyou.jp/
指定取消事業者情報	指定取消事業者一覧		http://www.pref.osaka.jp/iigyoshido/kaigo/kaigotorikeshi.html
介護保険制度について	大阪府高齢介護室HPIによる介護保険制度等の情報		http://www.pref.osaka.jp/kaigoshien/kaigo/list611.html
介護保険資料集	資料集	介護保険事業者支援センターによる各種申請書類関係(新規・変更・更新等)	http://www.fine-osaka.jp/kaigohoken/youshiki/youshiki.htm
	集団指導関係資料	平成22年度介護保険指定事業者集団指導資料等	http://www.pref.osaka.jp/iigyoshido/kaigo/kaigoshiryo.html
介護保険関係法令通知集	介護保険法令通知集	人員・設備及び運営に関する基準等(支援センターホームページへリンク)	http://www.fine-osaka.jp/kaigohoken/hourei/hourei.htm
営利法人が運営する介護保険サービス事業所に対する監査(書面検査)の実施	監査通知、FAQ、各サービス自己点検シート等		http://www.pref.osaka.jp/iigyoshido/kaigo/kaigoeir.html
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出について	業務管理体制の整備の基準、届出先、届出様式等		http://www.pref.osaka.jp/iigyoshido/kaigo/gyoumkanraitaisei.html
大阪府福祉・介護職員処遇改善交付金のページ	※大阪府ホームページから「健康・福祉」⇒「高齢者」をクリック⇒「大阪府福祉・介護職員処遇改善交付金について」をクリック		大阪府福祉・介護職員処遇改善交付金に関する情報について http://www.pref.osaka.jp/iigyoshido/shogu_kaizen/index.html
介護支援専門員情報	※大阪府ホームページから「健康・福祉」⇒「高齢者」をクリック⇒「介護支援専門員情報」をクリック		試験・研修・登録証明等のお知らせ http://www.pref.osaka.jp/kaigoshien/care/index.html
障がい者の介護保険利用について	※大阪府ホームページから「健康・福祉」⇒「高齢者」をクリック⇒「介護保険情報」⇒メニューの「介護保険制度」をクリック		手引書「障がい者の介護保険利用について」(平成18年3月発行) http://www.pref.osaka.jp/kaigoshien/kaigo/syogai.html
障がいのある方への配慮について	※大阪府ホームページから「健康・福祉」⇒「高齢者」をクリック⇒「介護保険情報」⇒メニューの「広報パンフレット」をクリック		手引書「介護のこころえ 障がいのある方への配慮について 介護保険サービスに従事する皆さんへ」(平成21年3月発行) http://www.pref.osaka.jp/kaigoshien/kaigo/kokoro.html
厚生労働省	介護・高齢者施策、労働基準 等		http://www.mhlw.go.jp/
介護・高齢者福祉	介護保険制度 等		http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index.html
厚生労働省関係審議会議事録等 社会保障審議会 介護給付費分科会	介護給付費分科会 議事録、資料等		http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000008f07.html#shingi10
厚生労働省関係審議会議事録等 社会保障審議会 介護保険部会	介護保険部会 議事録、資料等		http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000008f07.html#shingi31
介護サービス関係Q&A	「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A		http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index_qa.html
介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント	介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント		http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/090501-1.html
訪問介護労働者の法定労働条件の確保のために	訪問介護労働者の法定労働条件の確保のために		http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/041115-1.html
労働契約法のポイント	労働契約法のポイント		http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/080218-1.html
独立行政法人福祉医療機構(WAM NET)	介護事業者情報		http://www.wam.go.jp/kaigo/
介護保険事業者支援センター	法令通知集		http://www.fine-osaka.jp/kaigohoken/index.htm
	様式集(新規・変更・更新関係)		
	新規・変更・加算の届出・廃止・更新関係様式(手続案内)		http://www.fine-osaka.jp/kaigohoken/youshiki/youshiki.htm
	指定申請の申請期間等の案内		http://www.fine-osaka.jp/kaigohoken/shiteisukeivu-ru.htm
		平成21年度介護保険報酬改定等資料(改正告示・関係通知等)	http://www.fine-osaka.jp/kaigohoken/youshiki/kaigohosyu.htm